



議案第3号 財政再計算結果及びその対応について

財政再計算とは

掛金の見直しを意味しています。厚生年金基金などでは、5年毎に財政再計算が義務付けられています。これは、年金財政の長期的な健全性を保つために行われ、掛金の算定の基礎となる基礎率を過去の実績や将来の見通しに基づいて再検討し、新たに掛金率が算定しなおされます。財政再計算の結果は、代議員会の承認を得た上、厚生労働大臣にその報告書を提出することとなります。

- ◆ 財政再計算結果報告書は、代議員会の承認を経て**11月末日までに厚生労働大臣あて**提出しなければなりません。また、免除保険料率算定の基礎となる代行保険料率の届け出も併せて提出します。
- ◆ 再計算により掛金率を変更する必要がある場合は、再計算基準日の翌々月から起算して1年以内（再計算基準日の翌年4月1日まで）に、別途規約の変更が必要となります。（申請は施行日の1ヶ月前）

2月代議員会

財政再計算の結果

● 掛金率計算結果(平成25年4月からの掛金)

(掛金率単位:%)

	現 行	再計算結果① (償却期間不変)	再計算結果② (償却期間最長)
標準掛金	4 3	4 4 (1)	4 4 (1)
うち上乗せ部分	5	6 (1)	6 (1)
うち代行部分	3 8	3 8 (0)	3 8 (0)
特別掛金	2 5	4 4 (1 9)	3 7 (1 2)
うち上乗せ部分	—	3 0	2 5
うち代行部分	—	1 4	1 2
特例掛金	1	1 (0)	1 (0)
計 (一人当りの増加額)	6 9	8 9 (2 0) (6, 0 0 0円)	8 2 (1 3) (3, 9 0 0円)
免除保険料	3 8	3 8 (0)	3 8 (0)

主に死亡率
の見直しに
より増加しま
した。

主に不足金
の解消によ
り増加しまし
た。

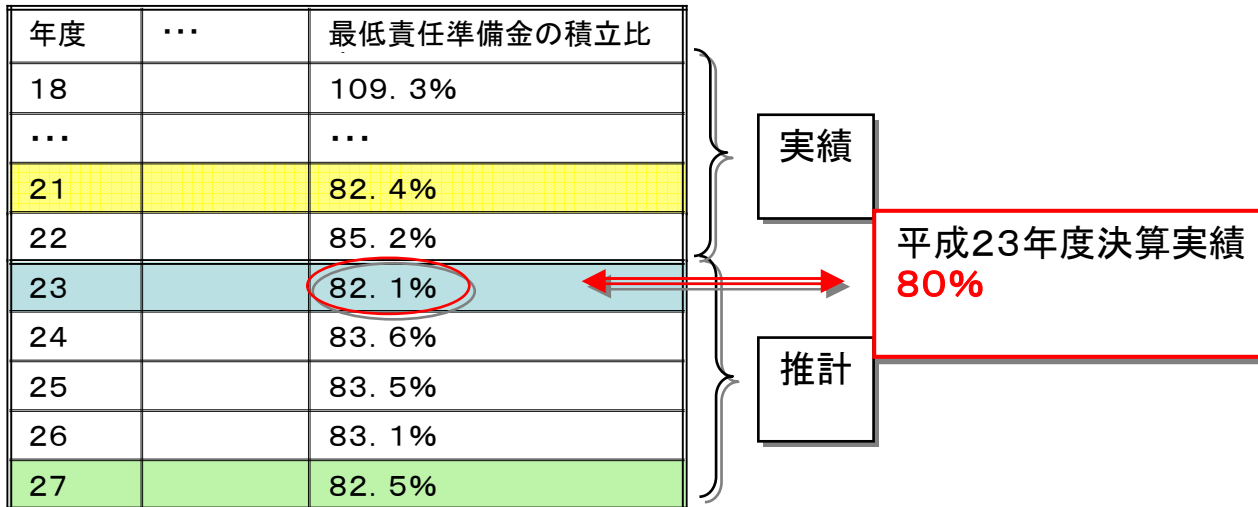
- 注1. 現行掛金率は平成24年4月時点の掛金です。
 注2. 今回再計算から特別掛金についても上乗せ部分と代行相当部分は分けて計算します。
 注3. 代行部分の特別掛金算定に用いる予定利率は5.5%としています。
 注4. 掛金率のカッコ内は、現行比増減です。
 注5. 再計算結果①は現行償却完了(平成39年6月)を変更しない場合の計算結果です。
 注6. 再計算結果②は償却期間を最長の20年に延長する場合の計算結果です。
 注7. 一人当りの増加額は報酬標準給与の月額を30万円として計算しています。

健全化計画の変更

- 厚生労働省より地方厚生局に対し、健全化計画の変更について指示があったとの情報を信託協会経由で入手。
 - それによると、「各年度において、決算結果に基づく積立比率(最低責任準備金に対する積み立て比率)と健全化計画における当該年度の積立比率を比較し、決算結果に基づく積立比率が、少しでも健全化計画における当該年度の積立比率を下回っている場合は、11月末日付で厚生労働大臣による変更の求めを行い、翌年2月末日までに変更した健全化計画の提出が必要となります。
- ⇒今年の2月に作成した健全化計画と平成23年度決算の結果を当てはめると、**健全化計画の変更が必要となる見込み**です。

【平成24年2月に作成した健全化計画】

平成24年2月に作成した健全化計画では、指定年度の前年度(平成21年度)末の積立比率82.4%に対して、最終年度(平成27年度末)の積立比率が82.5%(0.1%UP)となる計画を作成。…条件付承認済



- 各年度において決算結果に基づく積立比率の実績と比較
 - 平成23年度は、健全化計画における積立比率が82.1%に対し、実績は80%となった
 - 健全化計画における積立比率 > 実績
- ⇒健全化計画の変更が必要となる見込み

今後の対応について

(1) 財政運営上の基準

- ・財政運営に関する基準上、掛金は**継続基準**、**非継続基準**及び**健全化計画(指定基金のみ)**を満たすように設定する必要があります。
- ・特に指定基金については、**健全化計画を満たすことが最優先の課題**です。

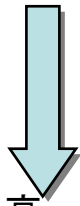
[各基準を満たす掛金率]

基準	掛金率(現行比増加)	積立水準
継続基準(再計算)	82%(+13%)	—
非継続基準	115%(+46%)	平成34年度末において積立水準①が90%以上(注1)
健全化計画の承認	85%(+16%)	平成27年度末において積立水準②が83%以上(注2)

注1. 積立水準①: 純資産額の最低積立基準額に対する比率。平成24年度は92%、以後100%まで毎年度2%ずつ引き上がります。

注2. 積立水準②: 純資産額の最低責任準備金に対する比率。原則、90%以上ですが、指定年度の前年度の積立水準を上回れば健全化計画は承認されることとされています。指定年度の前年度(=21年度)における積立水準は82%

(2) 対応案

方針	掛金率(現行比増減、一人当たり月額)	健全性
① 健全化計画が承認される掛金とする。この場合、同時に継続基準(再計算)の掛金も満たすことになる。現行と同じ状態	85% (+16%、+4,800円)	 高
② 上記①+ α の掛金とする。余裕のある健全化計画を作成することにより、次年度以降健全化計画の変更が必要となる可能性が低くなることが期待できる。(注3)	$(85 + \alpha)\%$ (+16+ $\alpha\%$ 、+4,800~円)	
③ 健全化計画の基準(最終年度において90%以上)を満たす掛金とする。	108%(+39%、11,700円)	
④ 前記(1)の基準を全て満たす掛金とする。	115%(+46%、13,800円)	

財政運営委員会・理事会審議結果

平成24年9月4日財政運営委員会および9月11日理事会の審議内容は次のとおりです。

- 受給者、待期者、10年以上の加入員併せると1万2千人以上おり、その生活等考えると解散という選択肢は難しい。
- 最低責任準備金を大きく下回っている状況では、加入事業所からの不足金の一括拠出も困難な状況であり、現行では解散した場合、15年の分割納付が5年間の特例で行えるが、途中で企業が倒産した場合、残った企業が負担するという連帯保証が取られているため連鎖倒産を招くという問題がクローズアップされている。
- 解散、受給者の給付減額とも加入事業所の2分の1以上が赤字であるという条件がある。
- 受給者の給付減額を行う場合、減額となるプラスアルファ部分が一時金として受給できる旨周知しなければならず、受給者の多くが一時金を受給を希望する場合、更なる掛金の引き上げとなる。
- これらのことを踏まえ存続させることを前提として対応することとし、掛金引き上げは必要であるが、非継続基準の最低積立基準額90%をクリアするには4%強の引き上げが必要だが、非現実的であり、基金全体の95%以上がこの基準に抵触していることから、**財政再計算における不足金解消と健全化計画をクリアすることを最優先とし、特別掛金の償却期間を延長し、25年4月から1.6%の掛金の引き上げ（事業主負担）を行うことを前提として、財政再計算報告を行うことが、理事会において決定されました。**

対応策の提案

特別掛金の償却期間を延長し、平成25年4月から1.6%の掛金の引き上げ（事業主負担）を行うことを前提として、財政再計算報告を行ないたい。

なお、掛金引き上げの規約変更については、平成25年2月の予算代議員会において上程。

(参考) 平成24年度の最低責任準備金の見込について

(1). 平成21年度から平成23年度の最低責任準備金

年度	最低責任準備金	増減
21年度	31,580 百万円	—
22年度	29,111 百万円	△2,469 百万円
23年度	29,345 百万円	234 百万円

年度により増減に差があります。

(2). 最低責任準備金の計算方法について

年度	免除保険料等	利息相当額(付利率)(注)	代行給付相当額等
22年度	1,103百万円	△1,023百万円(△3.24%)	△2,453百万円
23年度	1,040百万円	1,627百万円(5.59%)	△2,521百万円

最低責任準備金は利息相当額を除けば、14~15億円減少

注. 利息相当額は、前年度末の最低責任準備金に付利率を乗じて算定しています。

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
本体利回り	△6.83%	7.54%	△0.26%	2.17%	—
基金の付利率	—	—	△3.24%	5.59%	0.35%

注. 23年度の基金の付利率 = $\{(7.54\% \times 9\text{ヶ月}) + (\Delta 0.26\% \times 3\text{ヶ月})\} / 12\text{ヶ月} = 5.59\%$

(3). 平成24年度の最低責任準備金について

・人員の増減の要因はあるが、免除保険料がほぼ23年度と同程度、代行給付相当額も受給者の増加により若干の増加が想定されるが概ね23年度と同程度であると仮定すると、最低責任準備金の変動は付利率に大きく依存することになります。
 ⇒平成24年度の基金の付利率は上記(2)より0.35%
 ⇒つまり、平成24年度の最低責任準備金は平成23年度に比べ利息相当額が少なくなり(利息相当額は億円単位ではほぼ0)、免除保険料と代行給付相当額等の差分約15億円程度、比率で5%程度が減少することが想定されます。